

令和8年度 入善町「住まいの補助金」

空き家の貸し借りや売買、解体に補助します

⚠️ いずれも着工・購入前の申請が必要です

○空き家バンク活用促進事業補助金（住まい・まちづくり推進事業）

種類	内容	補助額	限度額	
			町内者	町外者
①貸した人 (賃貸促進補助金)	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と賃貸借契約をし、賃借者の住定日から一年を超えた貸し主に交付します	1年間の家賃の2分の1以内	5万円	
②住宅を売った人 (住宅売却促進補助金)	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と住宅の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	売買価格の2分の1以内	10万円	
③宅地を売った人 (宅地売却促進補助金)	「空き家バンク」に登録した宅地で、同バンク登録者と宅地の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	売買価格の2分の1以内	5万円	
④住宅を借りた人 (賃貸住宅改修等補助金)	「空き家バンク」に登録された住宅を借りる人が、居住に必要な住宅改修などをする場合に交付します	改修費用の2分の1以内	町内者	町外者
			30万円	40万円
⑤住宅を買った人 (住宅購入補助金)	「空き家バンク」に登録された住宅を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	取得価格の2分の1以内	町内者	町外者
			40万円	60万円
			子+10万円	里+50万円
⑥宅地を買った人 (宅地購入補助金)	「空き家バンク」に登録された宅地を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	取得価格の2分の1以内	町内者	町外者
			20万円	50万円
			子+10万円	里+50万円
⑦危険家屋を解体する人 (老朽危険家屋解体補助金)	「空き家バンク」に住宅解体後の跡地を登録することを条件に、老朽化した住宅等を解体する空き家の所有者に交付します (町職員が調査をして、危険性が認められた住宅の場合に限ります)	解体費用の3分の1以内	ランク3	ランク4
			60万円	100万円
			付属屋 +10万円	付属屋 +20万円
⑧危険家屋を解体する人 (解体促進支援)	⑦の解体補助金を活用してランク3又はランク4の老朽危険空き家を解体した跡地における住宅用地特例解除後の固定資産税の差額分について、解体した翌年から3年間、跡地の所有者に対して交付します	住宅用地特例解除後の固定資産税の差額	なし	

※住宅購入補助金と宅地購入補助金をあわせて申請する場合、加算金は重複されません。

住宅の取得などに補助します

○安心定住促進事業補助金（住まい・まちづくり推進事業）

種類	内容	補助額	限度額	
			町内者	町外者
⑨親子世帯で同居する人 (同居住宅支援補助金)	2親等以内の家族が居住する住宅に、新たに同居するために必要な住宅の新築や増改築をする場合に交付します	建築費の2分の1以内	町内者	町外者
			40万円	60万円
⑩親子世帯で近居する人 (近居住宅支援補助金)	1親等以内の家族と同一行政区内に居住するため、住宅を新築、購入する場合に交付します	新築及び取得価格の2分の1以内	町内者	町外者
			40万円	60万円
			子+10万円	里+50万円
⑪住宅を取得する人 (住宅取得支援補助金)	住宅を新築、購入する場合に交付します (町内者は、賃貸物件に住んでいる人を含む世帯に限ります)	新築及び取得価格の2分の1以内	町内者	町外者
			20万円	40万円
			子+10万円	里+50万円

■民間宅地開発事業補助金

町が認定した分譲宅地を購入する方に補助します

種類	内容	補助額	補助額	
			町内者	町外者
分譲宅地を購入する人 (宅地購入者補助金)	自己の居住目的で認定団地の宅地を購入し、住宅を建築して居住する世帯に補助します (宅地の購入後、5年以内に居住した場合に限ります)	1画地あたり定額	町内者	町外者
			20万円	70万円
			子+10万円	

- ※ 町外者・・・転入世帯全員が3年以上継続して町外に住所があった者
- 子 子育て加算・・・中学3年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算
- 里 里山加算・・・舟見・野中地区で小学6年生以下の子どもを養育する世帯に補助額を加算
- 改 改修加算・・・居住に必要な住宅改修などをする場合に加算（改修費用の2分の1以内）